



平成 29 年 11 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社日立国際電気
代表者名 執行役社長 佐久間嘉一郎
(コード番号 6756 東証第一部)
問合せ先 法務・CSR本部長 奥吉 章二
TEL 03-6734-9401

HK Eホールディングス合同会社による株式会社日立国際電気 (証券コード 6756) に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

HK Eホールディングス合同会社は、本日、別添のプレスリリース「株式会社日立国際電気（証券コード 6756）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、HK Eホールディングス合同会社（公開買付者）が、株式会社日立国際電気（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

平成 29 年 11 月 24 日付「株式会社日立国際電気（証券コード 6756）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

平成 29 年 11 月 24 日

各 位

会 社 名 H K E ホールディングス合同会社
代表者名 職務執行者 ウィリアム・ジャネッツチェック
電話番号 03-6268-6000

株式会社日立国際電気（証券コード 6756）に対する 公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

H K E ホールディングス合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社日立国際電気（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を平成 29 年 10 月 12 日より開始しておりますが、本日、本公開買付けに係る買付条件等の変更を決定いたしました。これに伴い、公開買付者が平成 29 年 10 月 11 日付で公表いたしました「株式会社日立国際電気（証券コード 6756）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「平成 29 年 10 月 11 日付プレスリリース」といいます。）の内容を変更いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。また、公開買付者は、本日の本買付条件等変更（以下に定義されます。）後の本公開買付けの経済的条件を最終的なものとし、今後、買付け等の価格を含む本公開買付けの経済的条件を変更することは一切予定しておりませんので、併せてお知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

（訂正前）

（前略）

その後、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）その他の条件の再提案を経て（詳細については、後記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②公開買付者と対象者及び日立製作所並びに J I P との協議、公開買付者による意思決定の過程等」をご参照ください。）、本公開買付前提条件の全てが充足されたため、公開買付者は、本日、本公開買付けを平成 29 年 10 月 12 日より開始することを決定いたしました。

（後略）

（訂正後）

（前略）

その後、平成 29 年 11 月 24 日に公開買付者が行った本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の変更を含めた本買付条件等変更前の本公開買付価格その他の条件の再提案を経て（詳細については、後記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過

程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②公開買付者と対象者及び日立製作所並びに J I P との協議、公開買付者による意思決定の過程等」をご参照ください。)、本公開買付前提条件の全てが充足されたため、公開買付者は、本日、本公開買付けを平成 29 年 10 月 12 日より開始することを決定いたしました。

その後、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成 29 年 11 月 24 日、公開買付期間を平成 29 年 12 月 8 日まで延長し、公開買付期間を合計 40 営業日とした上で、本公開買付価格を 2,900 円から 3,132 円に変更することを決定いたしました（以下「本買付条件等変更」といいます。）。公開買付者は、本買付条件等変更後の本公開買付けの経済的条件を最終的なものとし、今後、買付け等の価格を含む本公開買付けの経済的条件を一切変更しないことの決定をしております。

(後略)

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

本公開買付けに際し、公開買付者は、平成 29 年 4 月 26 日付で、対象者の親会社である日立製作所及び HV J との間で、日立製作所は、同社が所有する対象者株式の全て (53,070,129 株、所有割合 (注 2) : 51.67%、以下「日立製作所売却予定株式」といいます。) について本公開買付けに応募しないこと、また、本株式会社併合の効力発生後に対象者が実施する予定の自己株式の取得に応じて日立製作所売却予定株式の全てを売却すること等を内容に含む基本契約書 (以下「原基本契約」といいます。) を締結しております。また、公開買付者、日立製作所及び J I P は、本公開買付価格及び本自己株式取得価格 (本株式会社併合前 1 株当たり) (後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②公開買付者と対象者及び日立製作所並びに J I P との協議、公開買付者による意思決定の過程等」の「(iii) 平成 29 年 8 月 9 日以降の経緯」の「(a) 対象者における本減資及び本自己株式取得」において定義されます。以下同じとします。) の引き上げを前提として、平成 29 年 10 月 11 日付で原基本契約の変更覚書 (以下「本変更覚書」といいます。) を締結しております。なお、本変更覚書により変更された原基本契約 (以下「本基本契約」といいます。) の詳細につきましては、後記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

(中略)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成 29 年 10 月 11 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに関して、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会の決議の詳細につきましては、対象者プレスリリース及び後記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの

公正性を担保するための措置」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(訂正後)

本公開買付けに際し、公開買付者は、平成 29 年 4 月 26 日付で、対象者の親会社である日立製作所及びHVJとの間で、日立製作所は、同社が所有する対象者株式の全て(53,070,129株、所有割合(注2):51.67%、以下「日立製作所売却予定株式」といいます。)について本公開買付けに応募しないこと、また、本株式併合の効力発生後に対象者が実施する予定の自己株式の取得に応じて日立製作所売却予定株式の全てを売却すること等を内容に含む基本契約書(以下「原基本契約」といいます。)を締結しております。また、公開買付者、日立製作所及びJIPは、本買付条件等変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)(後記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②公開買付者と対象者及び日立製作所並びにJIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」の「(iii)平成29年8月9日以降の経緯」の「(a)対象者における本減資及び本自己株式取得」において定義されます。以下同じとします。)の引き上げを前提として、平成29年10月11日付で原基本契約の変更覚書(以下「本変更覚書」といいます。)を締結しております。さらに、公開買付者、日立製作所及びJIPは、本買付条件等変更を前提として、平成29年11月24日付で本変更覚書により変更された原基本契約をさらに変更する覚書(以下「本再変更覚書」といいます。)を締結しております。なお、本変更覚書及び本再変更覚書により変更された原基本契約(以下「本基本契約」といいます。)の詳細につきましては、後記「(3)本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

(中略)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成29年10月11日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに関して、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

また、対象者が平成29年11月24日に公表した「HK Eホールディングス合同会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「変更後対象者プレスリリース」といいます。)によりますと、対象者は、本買付条件等変更及び第三者委員会の意見を踏まえ、平成29年11月24日開催の対象者の取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、本買付条件等変更を前提としても、各事業を取り巻く事業環境の変化に対応して、映像・通信ソリューション事業の抜本的な構造改革と事業の選択と集中を含めたポートフォリオ転換や、成膜プロセスソリューション事業の成長に不可欠な先行投資を加速するために、KKRのノウハウやリソースを活用して、より機動的な経営体制を確立することが、対象者の企業価値の向上に資し、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものとの考えに変わりはないことから、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を考慮して、対象者プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見及び本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会の決議の詳細につきましては、対象者プレスリリース及び後記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

② 公開買付者と対象者及び日立製作所並びに J I P との協議、公開買付者による意思決定の過程等

(iii) 平成 29 年 8 月 9 日以降の経緯

(訂正前)

(前略)

これに対し、対象者は、かかる本公開買付価格の引き上げの意向を受けて、第三者委員会の意見も踏まえつつ、平成 29 年 10 月 11 日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」の内容（以下「10 月 11 日付業績予想修正」といいます。）の暫定値を公開買付者に提示した上で、10 月 11 日付業績予想修正、業績予想の修正（7 月 26 日付業績予想修正を含む。）の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを踏まえて、複数回に亘り公開買付者及び日立製作所と公開買付価格及び自己株式取得価格（株式併合前 1 株当たり）に関する協議及び交渉を重ねたとのことです。協議及び交渉の結果、平成 29 年 10 月 4 日、公開買付者は、対象者が、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること等を前提として、公開買付価格を 2,900 円、自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）を 1,870 円とする最終提案を対象者及び日立製作所に提示しました。これに対し、対象者は、第三者委員会の意見も踏まえつつ、本公開買付価格の妥当性について検討をし、平成 29 年 10 月 11 日、対象者、日立製作所及び公開買付者は、本公開買付価格を 2,900 円とし、本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）を 1,870 円とする合意に至りました。

また、対象者及び日立製作所との間の価格・条件交渉においては、少数株主の利益に即した協議及び交渉が行われていることを確認するために第三者委員会の委員である虎頭健四郎氏が出席した上で行われているとのことです。結果的に、原自己株式取得価格（株式併合前 1 株当たり）（1,710.34 円）から本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）（1,870 円）への引き上げ額（159.66 円）は、原公開買付価格（2,503 円）から本公開買付価格（2,900 円）への引き上げ額（397 円）より小さくなっております。

なお、対象者によると、本公開買付けの公表日である平成 29 年 4 月 26 日以降、KKR が提示した提案と比較して、公開買付価格や取引実行の確実性を含む諸条件において、対抗的な買収提案は KKR 以外の第三者によってなされていないとのことです。

これを受けて、公開買付者、日立製作所及び J I P は、本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）の引き上げを前提として、平成 29 年 10 月 11 日付で本変更覚書を締結いたしました。

本基本契約においては、公開買付者による対象者の完全子会社化後における公開買付者を承継人と

する対象者の成膜プロセスソリューション事業の吸収分割並びに公開買付者による日立製作所及びHVJへの対象者株式の一部の譲渡を予定しており、本公開買付けの成立後に実施される本株式併合の効力発生後に、本取引の一環として以下手続を予定しています。

(a) 対象者における本減資及び本自己株式取得

対象者プレスリリースによりますと、KKRからの提案を踏まえ、対象者は、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであると判断し、本取引の一環として、本公開買付けの成立後に実施される本株式併合の効力発生後に、日立製作所売却予定株式の対価の総額である99,241,141,230円から、本株式併合によって日立製作所に対して交付される金額を控除した金額を対価の総額とする本自己株式取得を実施し、日立製作所がその時点で所有する対象者株式の全てを取得する予定とのことです。日立製作所売却予定株式の対価の総額である99,241,141,230円を、日立製作所売却予定株式の数(53,070,129株)で除した金額(以下「本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)」といいます。)である1,870円は、本公開買付価格である2,900円より1,030円低い金額です。

(中略)

(b) 対象者事業の公開買付者への一部(成膜プロセスソリューション事業)切り出し、並びに対象者(映像・通信ソリューション事業)株式の一部の日立製作所及びHVJへの譲渡

映像・通信ソリューション事業及び成膜プロセスソリューション事業にとってそれぞれ最適な成長戦略・構造改革を実行するために、公開買付者は、本自己株式取得の完了後、本自己株式取得の実行日の翌営業日付で、対象者の成膜プロセスソリューション事業を会社法第784条第1項に定める略式吸収分割により切り出して公開買付者に承継させることを予定しております。また、公開買付者は、本基本契約において、本会社分割の翌営業日において、その時点で公開買付者が所有する対象者(映像・通信ソリューション事業)株式のうち20%ずつをそれぞれ87.68億円で日立製作所及びHVJにそれぞれ譲渡すること(日立製作所に対する譲渡を「本株式一部譲渡(日立製作所)」、HVJに対する譲渡を「本株式一部譲渡(HVJ)」といい、本株式一部譲渡(日立製作所)及び本株式一部譲渡(HVJ)を併せて、以下「本株式一部譲渡」といいます。)を合意しております。したがって、これらの譲渡の完了後、対象者(映像・通信ソリューション事業)株式の60%を公開買付者、20%を日立製作所、残り20%をHVJがそれぞれ所有することになります。なお、当該対象者(映像・通信ソリューション事業)株式の20%の譲渡価格である87.68億円は、KKR及びJIPからの提案、並びに、日立製作所、KKR及びJIPとの間での協議・交渉に基づき決定したものです。

(訂正後)

(前略)

これに対し、対象者は、かかる本買付条件等変更前の本公開買付価格の引き上げの意向を受けて、第三者委員会の意見も踏まえつつ、平成29年10月11日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」の内容(以下「10月11日付業績予想修正」といいます。)の暫定値を公開買付者に提示した上で、10月11日付業績予想修正、業績予想の修正(7月26日付業績予想修正を含む。)の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを踏まえて、複数回に亘り公開買付者及び日立製作所と公開買付価格及び自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)に関する協議及び交渉を重

ねたとのことです。協議及び交渉の結果、平成 29 年 10 月 4 日、公開買付者は、対象者が、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること等を前提として、公開買付価格を 2,900 円、自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）を 1,870 円とする最終提案を対象者及び日立製作所に提示しました。これに対し、対象者は、第三者委員会の意見も踏まえつつ、本買付条件等変更前の本公開買付価格の妥当性について検討をし、平成 29 年 10 月 11 日、対象者、日立製作所及び公開買付者は、本買付条件等変更前の本公開買付価格を 2,900 円とし、本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）を 1,870 円とする合意に至りました。

また、対象者及び日立製作所との間の価格・条件交渉においては、少数株主の利益に即した協議及び交渉が行われていることを確認するために第三者委員会の委員である虎頭健二郎氏が出席した上で行われているとのことです。結果的に、原自己株式取得価格（株式併合前 1 株当たり）（1,710.34 円）から本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）（1,870 円）への引き上げ額（159.66 円）は、原公開買付価格（2,503 円）から本買付条件等変更前の本公開買付価格（2,900 円）への引き上げ額（397 円）より小さくなっております。

なお、対象者によると、本公開買付けの公表日である平成 29 年 4 月 26 日以降、KKR が提示した提案と比較して、公開買付価格や取引実行の確実性を含む諸条件において、対抗的な買収提案は KKR 以外の第三者によってなされていないとのことです。

これを受けて、公開買付者、日立製作所及び J I P は、本買付条件等変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）の引き上げを前提として、平成 29 年 10 月 11 日付で本変更覚書を締結いたしました。

本基本契約においては、公開買付者による対象者の完全子会社化後における公開買付者を承継法人とする対象者の成膜プロセスソリューション事業の吸収分割並びに公開買付者による日立製作所及び HVJ への対象者株式の一部の譲渡を予定しており、本公開買付けの成立後に実施される本株式併合の効力発生後に、本取引の一環として以下手続を予定しています。

(a) 対象者における本減資及び本自己株式取得

対象者プレスリリースによりますと、KKR からの提案を踏まえ、対象者は、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであると判断し、本取引の一環として、本公開買付けの成立後に実施される本株式併合の効力発生後に、日立製作所売却予定株式の対価の総額である 99,241,141,230 円から、本株式併合によって日立製作所に対して交付される金額を控除した金額を対価の総額とする本自己株式取得を実施し、日立製作所がその時点で所有する対象者株式の全てを取得する予定とのことです。日立製作所売却予定株式の対価の総額である 99,241,141,230 円を、日立製作所売却予定株式の数（53,070,129 株）で除した金額（以下「本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）」といいます。）である 1,870 円は、本買付条件等変更後の本公開買付価格である 3,132 円より 1,262 円低い金額です。

（中略）

(b) 対象者事業の公開買付者への一部（成膜プロセスソリューション事業）切り出し、並びに対象者（映像・通信ソリューション事業）株式の一部の日立製作所及びHVJへの譲渡

映像・通信ソリューション事業及び成膜プロセスソリューション事業にとってそれぞれ最適な成長戦略・構造改革を実行するために、公開買付者は、本自己株式取得の完了後、本自己株式取得の実行日の翌営業日付で、対象者の成膜プロセスソリューション事業を会社法第784条第1項に定める略式吸収分割により切り出して公開買付者に承継させることを予定しております。また、公開買付者は、本基本契約において、本会社分割の翌営業日において、その時点で公開買付者が所有する対象者（映像・通信ソリューション事業）株式のうち20%ずつをそれぞれ87.68億円で日立製作所及びHVJにそれぞれ譲渡すること（日立製作所に対する譲渡を「本株式一部譲渡（日立製作所）」、HVJに対する譲渡を「本株式一部譲渡（HVJ）」といい、本株式一部譲渡（日立製作所）及び本株式一部譲渡（HVJ）を併せて、以下「本株式一部譲渡」といいます。）を合意しております。したがって、これらの譲渡の完了後、対象者（映像・通信ソリューション事業）株式の60%を公開買付者、20%を日立製作所、残り20%をHVJがそれぞれ所有することになります。なお、当該対象者（映像・通信ソリューション事業）株式の20%の譲渡価格である87.68億円は、KKR及びJIPからの提案、並びに、日立製作所、KKR及びJIPとの間での協議・交渉に基づき決定したものです。

その後、公開買付者は、平成29年10月12日から本公開買付けを開始いたしました。本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成29年11月21日、公開買付期間を平成29年12月8日まで延長し、公開買付期間を合計40営業日とした上で、公開買付価格を3,100円に引き上げる提案を対象者及び日立製作所に提示しました。これを受けて、対象者、KKR及び日立製作所が公開買付価格に関する協議及び交渉を行った結果、公開買付者は、平成29年11月24日、公開買付期間を平成29年12月8日まで延長し、公開買付期間を合計40営業日とした上で、本公開買付価格を2,900円から3,132円とする本買付条件等変更を行う旨を決定いたしました。公開買付者は、本買付条件等変更後の本公開買付けの経済的条件を最終的なものとし、今後、買付け等の価格を含む本公開買付けの経済的条件を一切変更しないことの決定をしております。これを受けて、公開買付者、日立製作所及びJIPは、本買付条件等変更を前提として、平成29年11月24日付で本再変更覚書を締結いたしました。

③ 対象者における意思決定の過程及び理由

(ii) 平成29年10月11日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由

(訂正前)

平成29年9月5日、公開買付者が、公開買付価格を原公開買付価格(2,503円)から2,750円前後に、自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)を原自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)(1,710.34円)から1,810円前後とする意向を対象者に対して連絡したことを受け、対象者は、後記「(4)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における第三者委員会の設置及び意見の入手」に記載の通り、対象者が設置した第三者委員会から平成29年10月11日付にて提出された答申書（以下「平成29年

10月11日付答申書」といいます。)の内容を最大限に尊重し、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、対象者としても平成29年4月26日以降、平成29年10月11日までの間に、対象者が平成29年7月26日付で「第30年3月期 第1四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」、 「2017年度(平成30年3月期) 第1四半期決算補足資料〔IFRS〕(連結)」及び「業績予想の修正に関するお知らせ」、平成29年10月11日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表していることから、これら業績予想の修正の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案した上で、本公開買付価格は原公開買付価格(2,503円)を相応程度上回る価格とすべきと判断しており、複数回に亘りKKR及び日立製作所と本公開買付価格及び本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)に関する協議及び交渉を重ねた結果、平成29年10月11日付で、対象者、日立製作所及びKKRは、本公開買付価格を2,900円とする合意に至ったとのことです。

また、本公開買付価格について、(i)後記「(4)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」における野村證券による対象者株式の価値の算定結果のうち、市場株価平均法(基準日2)に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、市場株価平均法(基準日3)、類似会社比較法及びDCF法の算定結果のレンジの範囲内であること、(ii)後記「(4)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iii)本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であること、(iv)半導体メーカーの極めて強い投資需要を背景とした平成30年3月期の対象者予想利益水準を平成31年3月期及び平成32年3月期において継続して計上する見通しではないこと、(v)対象者がさらなる企業価値向上を目指すためには、本取引を通じた映像・通信ソリューション事業における抜本的な構造改革及びポートフォリオ転換の推進並びに、成膜プロセスソリューション事業における先行投資を加速させる機動的な意思決定体制の確立が不可欠・急務であるとの強い認識を持ち、本取引の遅延は対象者全体の企業価値を毀損しうること、(vi)本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)に加えて、本取引の一巡後、映像・通信ソリューション事業を営む対象者に、日立製作所が少数株主として再出資すること等を含む本取引の前提条件につき、日立製作所との間で同意が得られていること、(vii)本公開買付けの公表日である平成29年4月26日以降、すでに5ヶ月を超える期間が経過しているところ、KKRが提示した提案と比較して、公開買付価格や取引実行の確実性を含む諸条件において、対抗的な買収提案は存在しない事実、(viii)本公開買付けにより全ての少数株主に対して、市場株価に影響を与えず、同一の価格にて市場外での売却機会を提供するものであること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

また、本公開買付けへの応募推奨の判断にあたりましては、(ix)過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例との比較においてプレミアムが低水準もしくはディスカウントであると考えられ、(x)東京証券取引所市場第一部における対象者の市場株価が本公開買付価格を上回っている時期が一定程度存在する状況ではあるものの、平成29年4月26日に本公開買付けを公表済みである状況下において、本公開買付けの公表時と一律に同様の条件を適用することは困難と判断し、上記(i)～(viii)記載の経緯を総合的に考慮しているとのことです。

これらを踏まえ、対象者は、平成29年4月26日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しましたが、上記の検討を踏まえ、平成29年10月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を変更なく表明することに加えて、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

また、平成29年10月11日時点においても、前記「(i)平成29年4月26日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由」に記載の通り、対象者は、公開買付け者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものであると考えているとのことです。

なお、対象者の前記平成29年4月26日付取締役会決議及び平成29年10月11日付取締役会決議の詳細については、後記「(4)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(訂正後)

平成29年9月5日、公開買付け者が、公開買付け価格を原公開買付け価格(2,503円)から2,750円前後に、自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)を原自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)(1,710.34円)から1,810円前後とする意向を対象者に対して連絡したことを受け、対象者は、後記「(4)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における第三者委員会の設置及び意見の入手」に記載の通り、対象者が設置した第三者委員会から平成29年10月11日付にて提出された答申書(以下「平成29年10月11日付答申書」といいます。)の内容を最大限に尊重し、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、対象者としても平成29年4月26日以降、平成29年10月11日までの間に、対象者が平成29年7月26日付で「第30年3月期 第1四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」、 「2017年度(平成30年3月期) 第1四半期決算補足資料〔IFRS〕(連結)」及び「業績予想の修正に関するお知らせ」、平成29年10月11日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表していることから、これら業績予想の修正の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案した上で、本買付け条件等変更前の本公開買付け価格は原公開買付け価格(2,503円)を相応程度上回る価格とすべきと判断しており、複数回に亘りKKR及び日立製作所と本買付け条件等変更前の本公開買付け価格及び本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)に関する協議及び交渉を重ねた結果、平成29年10月11日付で、対象者、日立製作所及びKKRは、本買付け条件等変更前の本公開買付け価格を2,900円とする合意に至ったとのことです。

また、本買付け条件等変更前の本公開買付け価格について、(i)後記「(4)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」における野村證券による対象者株式の価値の算定結果のうち、市場株価平均法(基準日2)に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、市場株価平均法(基準日3)、類似会社比較法及びDCF法の算定結果のレンジの範囲内であること、(ii)後記「(4)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相

反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、

(iii) 本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であること、(iv) 半導体メーカーの極めて強い投資需要を背景とした平成30年3月期の対象者予想利益水準を平成31年3月期及び平成32年3月期において継続して計上する見通しではないこと、(v) 対象者がさらなる企業価値向上を目指すためには、本取引を通じた映像・通信ソリューション事業における抜本的な構造改革及びポートフォリオ転換の推進並びに、成膜プロセスソリューション事業における先行投資を加速させる機動的な意思決定体制の確立が不可欠・急務であるとの強い認識を持ち、本取引の遅延は対象者全体の企業価値を毀損しうること、(vi) 本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）に加えて、本取引の一巡後、映像・通信ソリューション事業を営む対象者に、日立製作所が少数株主として再出資すること等を含む本取引の前提条件につき、日立製作所との間で同意が得られていること、(vii) 本公開買付けの公表日である平成29年4月26日以降、すでに5ヶ月を超える期間が経過しているところ、KKRが提示した提案と比較して、公開買付価格や取引実行の確実性を含む諸条件において、対抗的な買収提案は存在しない事実、(viii) 本公開買付けにより全ての少数株主に対して、市場株価に影響を与えず、同一の価格にて市場外での売却機会を提供するものであること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

また、本公開買付けへの応募推奨の判断にあたりましては、(ix)過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例との比較においてプレミアムが低水準もしくはディスカウントであると考えられ、(x)東京証券取引所市場第一部における対象者の市場株価が本買付条件等変更前の本公開買付価格を上回っている時期が一定程度存在する状況ではあるものの、平成29年4月26日に本公開買付けを公表済みである状況下において、本公開買付けの公表時と一律に同様の条件を適用することは困難と判断し、上記(i)～(viii)記載の経緯を総合的に考慮しているとのことです。

これらを踏まえ、対象者は、平成29年4月26日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しましたが、上記の検討を踏まえ、平成29年10月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を変更なく表明することに加えて、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

また、平成29年10月11日時点においても、前記「(i)平成29年4月26日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由」に記載の通り、対象者は、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものであると考えているとのことです。

(iii) 平成29年11月24日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由

また、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、本買付条件等変更及び第三者委員会の意見を踏まえ、平成29年11月24日開催の対象者の取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、各事業を取り巻く事業環境の変化に対応して、映像・通信ソリューション事業の抜本的な構造改革と事業の選択と集中を含めたポートフォリオ転換や、成膜プロセスソリューション事業の成長に不可欠な先行投資を加速するために、KKRのノウハウやリソースを活用して、より機

動的な経営体制を確立することが、対象者の企業価値の向上に資し、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものとの考えに変わりはないことから、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を考慮して、対象者プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見及び本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、対象者の前記平成 29 年 4 月 26 日付取締役会決議、平成 29 年 10 月 11 日付取締役会決議及び平成 29 年 11 月 24 日付取締役会決議の詳細については、後記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

① 本基本契約

(訂正前)

(前略)

(注 17) 前記「(1) 本公開買付けの概要」に記載の通り、公開買付者が、本日立出資 (130 億円) により日立製作所に対して割り当てる A 種優先株式については、完全無議決権株式であり、公開買付者の普通株式その他の議決権を有する株式を対価とする取得条項及び取得請求権は付されないことを予定しております。本日立出資を行うこととなった経緯については、前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②公開買付者と対象者及び日立製作所並びに J I P との協議、公開買付者による意思決定の過程等」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

(注 17) 前記「(1) 本公開買付けの概要」に記載の通り、公開買付者が、本日立出資 (150 億円) により日立製作所に対して割り当てる A 種優先株式については、完全無議決権株式であり、公開買付者の普通株式その他の議決権を有する株式を対価とする取得条項及び取得請求権は付されないことを予定しております。本日立出資を行うこととなった経緯については、前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②公開買付者と対象者及び日立製作所並びに J I P との協議、公開買付者による意思決定の過程等」をご参照ください。

② 本日立出資契約

(訂正前)

公開買付者は、平成 29 年 10 月 11 日付で、日立製作所との間で新株引受契約書を締結し、 (i) 公開買付者は、本公開買付けに係る決済の開始日までの間で公開買付者が合理的に指定する日に、50 億円を上限として公開買付者が合理的に指定する金額 (以下「第 1 回引受金額」といいます。) を A 種優

先株式（注 18）1 株当たりの払込価格である 100 円で除した数の A 種優先株式を日立製作所に対して発行し、日立製作所は、第 1 回引受金額を公開買付者に対して払込むこと（日立製作所によるかかる出資を以下「第 1 回本日立出資」といいます。）、（ii）公開買付者は、本スクイーズアウトに係る決済日の前営業日又は公開買付者及び日立製作所間で別途書面により合意した日に、130 億円から第 1 回引受金額を控除した額（以下「第 2 回引受金額」といいます。）を A 種優先株式 1 株当たりの払込価格である 100 円で除した数の A 種優先株式を日立製作所に対して発行し、日立製作所は、第 2 回引受金額を公開買付者に対して払込むこと（日立製作所によるかかる出資を「第 2 回本日立出資」といい、第 1 回本日立出資と併せて以下「本日立出資」といいます。）、（iii）公開買付者は、第 1 回引受日以降いつでも、A 種優先株式 1 株当たり、優先株式取得金額（注 19）を日立製作所に支払うことと引き換えに、日立製作所の所有する A 種優先株式の全部又は一部を取得できること、及び（iv）日立製作所は、第 1 回引受日から 6 年が経過した場合、公開買付者について支配権の変更があった場合等において、A 種優先株式 1 株当たり、優先株式取得金額に相当する金銭と引き換えに、日立製作所の所有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを公開買付者に対して請求できること等について合意しております。

（後略）

（訂正後）

公開買付者は、日立製作所との間で、平成 29 年 10 月 11 日付で新株引受契約書を、平成 29 年 11 月 24 日付で新株引受契約書の変更契約書をそれぞれ締結し、（i）公開買付者は、本公開買付けに係る決済の開始日までの間で公開買付者が合理的に指定する日に、50 億円を上限として公開買付者が合理的に指定する金額（以下「第 1 回引受金額」といいます。）を A 種優先株式（注 18）1 株当たりの払込価格である 100 円で除した数の A 種優先株式を日立製作所に対して発行し、日立製作所は、第 1 回引受金額を公開買付者に対して払込むこと（日立製作所によるかかる出資を以下「第 1 回本日立出資」といいます。）、（ii）公開買付者は、本スクイーズアウトに係る決済日の前営業日又は公開買付者及び日立製作所間で別途書面により合意した日に、150 億円から第 1 回引受金額を控除した額（以下「第 2 回引受金額」といいます。）を A 種優先株式 1 株当たりの払込価格である 100 円で除した数の A 種優先株式を日立製作所に対して発行し、日立製作所は、第 2 回引受金額を公開買付者に対して払込むこと（日立製作所によるかかる出資を「第 2 回本日立出資」といい、第 1 回本日立出資と併せて以下「本日立出資」といいます。）、（iii）公開買付者は、第 1 回引受日以降いつでも、A 種優先株式 1 株当たり、優先株式取得金額（注 19）を日立製作所に支払うことと引き換えに、日立製作所の所有する A 種優先株式の全部又は一部を取得できること、及び（iv）日立製作所は、第 1 回引受日から 6 年が経過した場合、公開買付者について支配権の変更があった場合等において、A 種優先株式 1 株当たり、優先株式取得金額に相当する金銭と引き換えに、日立製作所の所有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを公開買付者に対して請求できること等について合意しております。

（後略）

（4）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 入札手続の実施

(訂正前)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成 28 年 9 月下旬より野村証券及びクレディ・スイス証券を通じて、複数の買手候補先に対し、対象者株式の全ての取得について打診を行い、複数社より対象者株式の取得に関して提案を受領したとのことです。しかしながら、いずれの提案についても、KKR が提示した提案と比べて本公開買付価格や取引実行の確実性を含む本公開買付けの諸条件において対象者の株主にとって有利な条件を提示する候補先は存在しなかったとのことです。

(訂正後)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成 28 年 9 月下旬より野村証券及びクレディ・スイス証券を通じて、複数の買手候補先に対し、対象者株式の全ての取得について打診を行い、複数社より対象者株式の取得に関して提案を受領したとのことです。しかしながら、いずれの提案についても、KKR が提示した提案と比べて本買付条件等変更前の本公開買付価格や取引実行の確実性を含む本公開買付けの諸条件において対象者の株主にとって有利な条件を提示する候補先は存在しなかったとのことです。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(訂正前)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である野村証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成 29 年 4 月 25 日付及び平成 29 年 10 月 10 日付で株式価値算定書（以下、それぞれ「平成 29 年 4 月株式価値算定書」、「平成 29 年 10 月株式価値算定書」といい、併せて「対象者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、野村証券は対象者、日立製作所及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して対象者、日立製作所及び公開買付者との間で重要な利害関係を有していないとのことです。なお、対象者は、原公開買付価格及び本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

(中略)

なお、野村証券が算定に用いた事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、平成 29 年 3 月期において、早期退職優遇制度の特別募集に係る一時費用及び平成 29 年 2 月 2 日に公正取引委員会より通達があった「消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」に記載の独占禁止法違反に係る一時費用が発生しているものの、平成 30 年 3 月期以降、映像・通信ソリューション事業において高成長ソリューションを筆頭とした増収、成膜プロセスソリューション事業において主力である縦型成膜装置、トリートメント枚葉装置等の新事業及びサービス事業の伸長が見込まれていること、半導体メーカーの設備投資が堅調に推移していること、早期退職優遇制度の特別募集に係る収益性改善を見込んでいること等から、平成 30 年 3 月期において、営業利益、税引前利益及び当期利益のそれぞれにおいて前期比で増加率が 30%以上の大幅な増益となることを見込んでおり、新中期経営計画における営業利益の数値目標（平成 31 年 3 月期）を早期に達成する予定とのことです。なお、平成 31 年 3 月期及び平成 32 年 3 月期については、半導体メーカーの極めて強い投資需要を背景とした平成 30 年

3月期の対象者予想利益水準を継続して計上する見通しではないとのことです。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではないとのことです。

(訂正後)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成29年4月25日付及び平成29年10月10日付で株式価値算定書(以下、それぞれ「平成29年4月株式価値算定書」、「平成29年10月株式価値算定書」といい、併せて「対象者株式価値算定書」といいます。)を取得したとのことです。なお、野村證券は対象者、日立製作所及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して対象者、日立製作所及び公開買付者との間で重要な利害関係を有していないとのことです。なお、対象者は、原公開買付価格及び本買付条件等変更前の本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

(中略)

なお、野村證券が算定に用いた事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、平成29年3月期において、早期退職優遇制度の特別募集に係る一時費用及び平成29年2月2日に公正取引委員会より通達があった「消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」に記載の独占禁止法違反に係る一時費用が発生しているものの、平成30年3月期以降、映像・通信ソリューション事業において高成長ソリューションを筆頭とした増収、成膜プロセスソリューション事業において主力である縦型成膜装置、トリートメント枚葉装置等の新事業及びサービス事業の伸長が見込まれていること、半導体メーカーの設備投資が堅調に推移していること、早期退職優遇制度の特別募集に係る収益性改善を見込んでいること等から、平成30年3月期において、営業利益、税引前利益及び当期利益のそれぞれにおいて前期比で増加率が30%以上の大幅な増益となることを見込んでおり、新中期経営計画における営業利益の数値目標(平成31年3月期)を早期に達成する予定とのことです。なお、平成31年3月期及び平成32年3月期については、半導体メーカーの極めて強い投資需要を背景とした平成30年3月期の対象者予想利益水準を継続して計上する見通しではないとのことです。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではないとのことです。

なお、対象者によれば、対象者は本買付条件等変更に関する意見表明を行うにあたり、平成29年11月24日時点で平成29年10月株式価値算定書において前提とした対象者の事業の現状及び将来の見通し等の情報に重大な変更がないことから、新たに対象者株式の価値に関する株式価値算定書を取得していないとのことです。

④ 対象者における第三者委員会の設置及び意見の入手

(c) 平成29年10月11日付答申書の概要

(訂正前)

(前略)

(ii)本取引に係る手続の公正性（本諮問事項②）

（ア）本取引を構成する各取引を実施することとした理由、及び（イ）本取引を構成する各取引の適法性に関し、平成 29 年 4 月 26 日付答申書における記載に変更すべき点は見当たらない。（ウ）本取引に係る買収者の選定プロセス及び価格等の取引条件に係る交渉プロセスについては、平成 29 年 8 月 10 日以降の交渉により、対象者は複数回に亘り本公開買付価格の増額に成功しており、他方で、対象者及び日立製作所との間の価格・条件交渉は、少数株主の利益に即した協議及び交渉が行われていることを確認するために当委員会の委員である虎頭健四郎氏が出席した上で行われ、結果的に、原自己株式取得価格（株式併合前 1 株当たり）（1,710.34 円）から本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）（1,870 円）へと引き上げられたところ、その引き上げ幅の割合は、原公開買付価格（2,503 円）から本公開買付価格（2,900 円）への引き上げ幅の割合よりも低くなっており、かかる交渉結果をみても、本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）をめぐる交渉に、日立製作所が親会社の立場を不当に利用して交渉を行ったといった不公正な点はなかったことがうかがわれることに加え、以下の（エ）の利益相反回避措置をも勘案すると、価格を中心とした取引条件の交渉プロセスに関し、公正性を害する事情は見当たらない。（エ）本取引における構造的な利益相反回避措置の適切性に関する分析については、平成 29 年 4 月 26 日付答申書に記載のとおりであるが、これに加え、平成 29 年 4 月時点では 20 営業日とされていた本公開買付けの買付期間が 30 営業日に延長されており、これは、買付者が、対象者の一般株主に本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、対象者株式について、他の買付者による買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことであり、かかる公開買付期間の延長は、利益相反回避措置の適切性を担保する事情であると評価できる。以上からすると、本取引に係る手続の公正性は確保されているといえる。

(iii)本取引の取引条件（本諮問事項③）

（ア）平成 29 年 4 月 26 日付答申書に述べた考え方にに基づき、本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）について、その交渉経緯や、利益相反を回避するために採られた措置といった手続面を検討するに、①対象者は、本取引に関する入札手続を開始した平成 28 年 9 月から 1 年以上もの時間をかけて入札手続を実施して買付者を選定し、事業環境や市場の状況等をも踏まえて、価格交渉を粘り強く行ってきたところ、対象者は、現在の状況下にあつて、市場株価の推移、平成 29 年 10 月 11 日に公表予定の業績予想の上方修正及び当該上方修正の要因となった半導体製造装置業界の動向等を適宜踏まえつつ、その少数株主にとって現実的に考えられる最も有利なあるいはそれに近い条件を引きだしたと評価することも可能である。かかる事実経緯からすれば、本取引は全体から見ると、通常実施される独立第三者間の M&A 取引と同等の手続きを踏まえ合意に至ったものであり、日立製作所が親会社という地位を利用して一方的に自己に有利な条件を対象者に押し付け、対象者においても、唯々諾々と日立製作所の言いなりになったという事実関係は見受けられない。また、②対象者及び日立製作所は、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、前記(ii)(エ)の措置を実施している。これに加え、③野村證券による株式価値の算定手法及び結果に不合理な点は認められず、本公開買付価格（2,900 円）

は、平成 29 年 10 月株式価値算定書におけるすべての算定結果において、上限値を超えるか、中央値の近辺に位置する。

なお、平成 29 年 10 月株式価値算定書は、本公開買付けの公表日（平成 29 年 4 月 26 日）の前営業日である平成 29 年 4 月 25 日を基準日 2 として、また平成 29 年 10 月 10 日を基準日 3 として市場株価平均法による算定を行っているところ、本公開買付け価格は、①基準日 3 における対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値 3,100 円に対し 6.45%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,009 円に対して 3.62%のディスカウントとなる金額であるものの、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,869 円に対して 1.08%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,712 円に対して 6.93%のプレミアム、②基準日 2 における対象者株式の終値 2,416 円に対しては 20.03%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,432 円に対しては 19.24%、同 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,502 円に対しては 15.91%、同 6 ヶ月の終値単純平均値 2,405 円に対しては 20.58%のプレミアムを、それぞれ加えた金額となっている。

以上に述べた交渉経緯、利益相反回避措置の内容、野村証券による株価算定の手法及び算定結果等を踏まえると、本取引を実施するに際して、日立製作所と少数株主との間の利益相反関係の存在により意思決定過程が恣意的になることを排除するための措置が講じられ、一般に公正と認められる手続により本取引が行われるものと考えられ、そのようなプロセスを経て決定された本公開買付け価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）は、尊重されるべきものであって、安易に介入することが認められるべきものではない。この意味において、これらの価格の正当性・妥当性は担保されていると思料する。

（中略）

(iv) 本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益ではないか（本諮問事項④）

以上(i)から(iii)で述べた通りの意味において、本取引の目的には正当性・合理性が認められ、本取引に係る手続の公正性は確保されており、かつ、本取引の取引条件の正当性・妥当性は担保されているものといえる。したがって、日立製作所が親会社であることを利用して対象者の少数株主の犠牲のもとに、日立製作所が不当に利益を得たという事実は認められないという意味において、本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益ではないといえることができる。

なお、日立製作所は、平成 29 年 4 月 26 日付答申書作成の時点では、公開買付け者の優先株式を引き受けて 105 億円の金銭出資を行うものとされていたところ、平成 29 年 9 月以降の交渉過程において、この出資金額は 130 億円に増額されたとのことである。しかし、この出資に関しては、議決権を伴わないものであること、本取引における買収金額を交渉する過程において、買収金額の総額を増額する目的のために出資金額も増額されたものであることに変更はなく、少数株主との間の利益相反の程度は低いと思料され、前記(i)から(iii)で述べた意見に特段の影響を及ぼすものではない。

（訂正後）

（前略）

(ii) 本取引に係る手続の公正性（本諮問事項②）

（ア）本取引を構成する各取引を実施することとした理由、及び（イ）本取引を構成する各取引の適

法性に関し、平成 29 年 4 月 26 日付答申書における記載に変更すべき点は見当たらない。(ウ)本取引に係る買収者の選定プロセス及び価格等の取引条件に係る交渉プロセスについては、平成 29 年 8 月 10 日以降の交渉により、対象者は複数回に亘り本買付条件等変更前の本公開買付価格の増額に成功しており、他方で、対象者及び日立製作所との間の価格・条件交渉は、少数株主の利益に即した協議及び交渉が行われていることを確認するために当委員会の委員である虎頭健四郎氏が出席した上で行われ、結果的に、原自己株式取得価格（株式併合前 1 株当たり）（1,710.34 円）から本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）（1,870 円）へと引き上げられたところ、その引き上げ幅の割合は、原公開買付価格（2,503 円）から本買付条件等変更前の本公開買付価格（2,900 円）への引き上げ幅の割合よりも低くなっており、かかる交渉結果をみても、本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）をめぐる交渉に、日立製作所が親会社の立場を不当に利用して交渉を行ったといった不公正な点はなかったことがうかがわれることに加え、以下の(エ)の利益相反回避措置をも勘案すると、価格を中心とした取引条件の交渉プロセスに関し、公正性を害する事情は見当たらない。(エ)本取引における構造的な利益相反回避措置の適切性に関する分析については、平成 29 年 4 月 26 日付答申書に記載のとおりであるが、これに加え、平成 29 年 4 月時点では 20 営業日とされていた本買付条件等変更前の本公開買付けの買付期間が 30 営業日に延長されており、これは、買付者が、対象者の一般株主に本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、対象者株式について、他の買付者による買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことであり、かかる公開買付期間の伸長は、利益相反回避措置の適切性を担保する事情であると評価できる。以上からすると、本取引に係る手続の公正性は確保されているといえる。

(iii)本取引の取引条件（本諮問事項③）

(ア) 平成 29 年 4 月 26 日付答申書に述べた考え方にに基づき、本買付条件等変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）について、その交渉経緯や、利益相反を回避するために採られた措置といった手続面を検討するに、①対象者は、本取引に関する入札手続を開始した平成 28 年 9 月から 1 年以上もの時間をかけて入札手続を実施して買付者を選定し、事業環境や市場の状況等をも踏まえて、価格交渉を粘り強く行ってきたところ、対象者は、現在の状況下にあつて、市場株価の推移、平成 29 年 10 月 11 日に公表予定の業績予想の上方修正及び当該上方修正の要因となった半導体製造装置業界の動向等を適宜踏まえつつ、その少数株主にとって現実的に考えられる最も有利なあるいはそれに近い条件を引きだしたと評価することも可能である。かかる事実経緯からすれば、本取引は全体から見ると、通常実施される独立第三者間の M&A 取引と同等の手続きを踏まえ合意に至ったものであり、日立製作所が親会社という地位を利用して一方的に自己に有利な条件を対象者に押し付け、対象者においても、唯々諾々と日立製作所の言いなりになったという事実関係は見受けられない。また、② 対象者及び日立製作所は、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、前記(ii)(エ)の措置を実施している。これに加え、③野村証券による株式価値の算定手法及び結果に不合理な点は認められず、本買付条件等変更前の本公開買付価格（2,900 円）は、平成 29 年 10 月株式価値算定書におけるす

べての算定結果において、上限値を超えるか、中央値の近辺に位置する。

なお、平成 29 年 10 月株式価値算定書は、本公開買付けの公表日（平成 29 年 4 月 26 日）の前営業日である平成 29 年 4 月 25 日を基準日 2 として、また平成 29 年 10 月 10 日を基準日 3 として市場株価平均法による算定を行っているところ、本買付条件等変更前の本公開買付価格は、①基準日 3 における対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値 3,100 円に対し 6.45%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,009 円に対して 3.62%のディスカウントとなる金額であるものの、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,869 円に対して 1.08%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,712 円に対して 6.93%のプレミアム、②基準日 2 における対象者株式の終値 2,416 円に対しては 20.03%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,432 円に対しては 19.24%、同 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,502 円に対しては 15.91%、同 6 ヶ月の終値単純平均値 2,405 円に対しては 20.58%のプレミアムを、それぞれ加えた金額となっている。

以上に述べた交渉経緯、利益相反回避措置の内容、野村証券による株価算定の手法及び算定結果等を踏まえると、本取引を実施するに際して、日立製作所と少数株主との間の利益相反関係の存在により意思決定過程が恣意的になることを排除するための措置が講じられ、一般に公正と認められる手続により本取引が行われるものと考えられ、そのようなプロセスを経て決定された本買付条件等変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）は、尊重されるべきものであって、安易に介入することが認められるべきものではない。この意味において、これらの価格の正当性・妥当性は担保されていると料する。

（中略）

(iv) 本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益ではないか（本諮問事項④）

以上(i)から(iii)で述べた通りの意味において、本取引の目的には正当性・合理性が認められ、本取引に係る手続の公正性は確保されており、かつ、本取引の取引条件の正当性・妥当性は担保されているものといえる。したがって、日立製作所が親会社であることを利用して対象者の少数株主の犠牲のもとに、日立製作所が不当に利益を得たという事実は認められないという意味において、本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益ではないといえることができる。

なお、日立製作所は、平成 29 年 4 月 26 日付答申書作成の時点では、公開買付者の優先株式を引き受けて 105 億円の金銭出資を行うものとされていたところ、平成 29 年 9 月以降の交渉過程において、この出資金額は 130 億円に増額されたとのことである。しかし、この出資に関しては、議決権を伴わないものであること、本取引における買収金額を交渉する過程において、買収金額の総額を増額する目的のために出資金額も増額されたものであることに変わりはなく、少数株主との間の利益相反の程度は低いと料され、前記(i)から(iii)で述べた意見に特段の影響を及ぼすものではない。

なお、変更後対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成 29 年 11 月 24 日に、対象者取締役会に対して、本買付条件等変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、上記意見の結論に関して特段変更の必要はないものとする内容の意見を提出しているとの

ことです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

(訂正前)

(前略)

また、対象者は、平成 29 年 9 月 25 日、公開買付者から、公開買付価格を原公開買付価格 (2,503 円) から 2,850 円に、自己株式取得価格 (株式会社併合前 1 株当たり) を原自己株式取得価格 (株式会社併合前 1 株当たり) (1,710.34 円) から 1,850 円に、それぞれ引き上げることを前提に、平成 29 年 10 月上旬を公開買付開始日として本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受け、その後、数次の交渉を経て決定した本公開買付価格である 2,900 円を含む本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、平成 29 年 4 月 26 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しましたが、前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③対象者における意思決定の過程及び理由」の「(ii) 平成 29 年 10 月 11 日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由」に記載の検討を踏まえ、平成 29 年 10 月 11 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を変更なく表明することに加えて、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、前記両取締役会においては、対象者の取締役のうち、齊藤裕氏については日立製作所において代表執行役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、対象者の立場において、本取引に係る検討・審議を行う取締役会に出席しておらず、また、本取引の検討、本取引に関する公開買付者及び日立製作所との協議・交渉にも参加していないとのことです。

(訂正後)

(前略)

また、対象者は、平成 29 年 9 月 25 日、公開買付者から、公開買付価格を原公開買付価格 (2,503 円) から 2,850 円に、自己株式取得価格 (株式会社併合前 1 株当たり) を原自己株式取得価格 (株式会社併合前 1 株当たり) (1,710.34 円) から 1,850 円に、それぞれ引き上げることを前提に、平成 29 年 10 月上旬を公開買付開始日として本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受け、その後、数次の交渉を経て決定した本買付条件等変更前の本公開買付価格である 2,900 円を含む本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、平成 29 年 4 月 26 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しましたが、前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③対象者における意思決定の過程及び理由」の「(ii) 平成 29 年 10 月 11 日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由」に記載の検討を踏まえ、平成 29 年 10 月 11 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を変更なく表明することに加えて、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

さらに、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、本買付条件等変更及び第三者委員会の意見を踏まえ、平成 29 年 11 月 24 日開催の対象者の取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、本買付条件等変更を前提としても、各事業を取り巻く事業環境の変化に対応して、映像・通信ソリューション事業の抜本的な構造改革と事業の選択と集中を含めたポートフォリオ転換や、成膜プロセスソリューション事業の成長に不可欠な先行投資を加速するために、KKR のノウハウやリソースを活用して、より機動的な経営体制を確立することが、対象者の企業価値の向上に資し、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものとの考えに変わりはないことから、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を考慮して、対象者プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見及び本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、前記各取締役会においては、対象者の取締役のうち、齊藤裕氏については日立製作所において代表執行役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、対象者の立場において、本取引に係る検討・審議を行う取締役会に出席しておらず、また、本取引の検討、本取引に関する公開買付者及び日立製作所との協議・交渉にも参加していないとのことです。

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

(前略)

また、前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②公開買付者と対象者及び日立製作所並びに J I P との協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載の通り、対象者及び日立製作所は対象者株式の全ての譲渡を複数の買手候補先に打診することによる入札プロセスを実施しており、一定の競争状態において、他の複数の買付候補者との比較を通じて、対象者及び日立製作所により K K R が最終買付候補者として選定された経緯があります。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は既に十分に設けられていたと考えておりますが、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 30 営業日に設定することにより、対象者の一般株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、対象者株式について、他の買付者による買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

(訂正後)

(前略)

また、前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②公開買付者と対象者及び日立製作所並びに J I P との協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載の通り、対象者及び日立製作所は対象者株式の全ての譲渡を複数の買手候補先に打診することによる入札プロセスを実施しており、一定の競争状態において、他の複数の買付候補者との比較を通じて、対象者及び日立製作所により K K R が最終買付候補者として選定された経緯があります。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は既に十分に設けられていたと考えておりますが、公開買付者は、本買付条件等変更前の公開買付期間を、法令

に定められた最短期間である 20 営業日より長い 30 営業日に設定することにより（なお、本買付条件等変更により、公開買付期間は 40 営業日に延長されています。）、対象者の一般株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、対象者株式について、他の買付者による買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。なお、本買付条件等変更により、公開買付期間は平成 29 年 10 月 12 日（木曜日）から平成 29 年 12 月 8 日（金曜日）までとなります。

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(訂正前)

平成 29 年 10 月 12 日（木曜日）から平成 29 年 11 月 24 日（金曜日）まで（30 営業日）

(訂正後)

平成 29 年 10 月 12 日（木曜日）から平成 29 年 12 月 8 日（金曜日）まで（40 営業日）

(3) 買付け等の価格

(訂正前)

普通株式 1 株につき、2,900 円

(訂正後)

普通株式 1 株につき、3,132 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(訂正前)

(前略)

その後、公開買付者は、平成 29 年 8 月 9 日付で、平成 29 年 8 月上旬の本公開買付けの開始を見送ることを決定いたしました。公開買付けに係る買付価格その他の条件について検討を続けました。公開買付者は、対象者が平成 29 年 7 月 26 日付で公表した「第 30 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」、「2017 年度（平成 30 年 3 月期）第 1 四半期決算補足資料〔IFRS〕(連結)」及び「業績予想の修正に関するお知らせ」の内容、業績予想の修正の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、対象者及び日立製作所間並びにKKR及びJIPとの協議及び交渉を踏まえて、平成 29 年 10 月 11 日、本公開買付価格を 2,503 円から 2,900 円に引き上げることを決定しました。

公開買付者は、前記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者及び日立製作所間並びにKKR及びJIPとの協議交渉を経て本取引の対価を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書及び本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

なお、本公開買付価格（2,900 円）は、日立製作所による対象者株式の譲渡に関する一部報道機関による憶測報道（平成 28 年 10 月 3 日の立会時間終了後）がなされる前の取引である平成 28 年 10 月 3 日

の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値 1,801 円に対して 61.02%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,810 円に対して 60.22%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,752 円に対して 65.53%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,573 円に対して 84.36%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となり、平成 29 年 4 月 26 日付公開買付者プレスリリースの公表日の前営業日である平成 29 年 4 月 25 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値 2,416 円に対して 20.03%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,432 円に対して 19.24%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,502 円に対して 15.91%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,405 円に対して 20.58%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(訂正後)

(前略)

その後、公開買付者は、平成 29 年 8 月 9 日付で、平成 29 年 8 月上旬の本公開買付けの開始を見送ることを決定いたしました。本公開買付けに係る買付価格その他の条件について検討を続けました。公開買付者は、対象者が平成 29 年 7 月 26 日付で公表した「第 30 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」、「2017 年度(平成 30 年 3 月期) 第 1 四半期決算補足資料〔IFRS〕(連結)」及び「業績予想の修正に関するお知らせ」の内容、業績予想の修正の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、対象者及び日立製作所間並びにKKR及びJIPとの協議及び交渉を踏まえて、平成 29 年 10 月 11 日、本買付条件等変更前の本公開買付価格を 2,503 円から 2,900 円に引き上げることを決定しました。

公開買付者は、前記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者及び日立製作所間並びにKKR及びJIPとの協議交渉を経て本取引の対価を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書及び本買付条件等変更前の本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

その後、公開買付者は、平成 29 年 10 月 12 日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成 29 年 11 月 24 日、本公開買付価格を 2,900 円から 3,132 円に変更することを決定いたしました。なお、公開買付者は、本買付条件等変更の決定にあたり、対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得しておりません。

なお、本買付条件等変更前の本公開買付価格(2,900 円)は、日立製作所による対象者株式の譲渡に関する一部報道機関による憶測報道(平成 28 年 10 月 3 日の立会時間終了後)がなされる前の取引である平成 28 年 10 月 3 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値 1,801 円に対して 61.02%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,810 円に対して 60.22%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,752 円に対して 65.53%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,573 円に対して 84.36%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となり、平成 29 年 4 月 26 日付公開買付者プレスリリースの公表日の前営業日である平成 29 年 4 月 25 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値 2,416 円に対して 20.03%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,432 円に対して 19.24%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,502 円に対して 15.91%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,405

円に対して 20.58%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

一方、本買付条件等変更後の本公開買付価格 3,132 円は、日立製作所による対象者株式の譲渡に関する一部報道機関による憶測報道（平成 28 年 10 月 3 日の立会時間終了後）がなされる前の取引である平成 28 年 10 月 3 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値 1,801 円に対して 73.90%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,810 円に対して 73.04%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,752 円に対して 78.77%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,573 円に対して 99.11%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となり、平成 29 年 4 月 26 日付公開買付者プレスリリースの公表日の前営業日である平成 29 年 4 月 25 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値 2,416 円に対して 29.64%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,432 円に対して 28.78%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,502 円に対して 25.18%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,405 円に対して 30.23%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となり、本公開買付けを開始した日の前営業日である平成 29 年 10 月 11 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値 3,115 円に対して 0.55%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,020 円に対して 3.71%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,876 円に対して 8.90%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,717 円に対して 15.27%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

（訂正前）

（前略）

その後、平成 29 年 10 月 11 日、公開買付者、日立製作所及び対象者は、本公開買付価格を 2,900 円とする合意に至りましたので、公開買付者、日立製作所及び J I P は平成 29 年 10 月 11 日付で本変更覚書を締結し、併せて、本公開買付価格を 2,900 円に決定しました。

なお、本公開買付価格である 2,900 円は、KKR 及び J I P からの提案、並びに、対象者及び日立製作所間並びに KKR 及び J I P との間での協議・交渉に基づき決定したものです。

（訂正後）

（前略）

その後、平成 29 年 10 月 11 日、公開買付者、日立製作所及び対象者は、本買付条件等変更前の本公開買付価格を 2,900 円とする合意に至りましたので、公開買付者、日立製作所及び J I P は平成 29 年 10 月 11 日付で本変更覚書を締結し、併せて、本買付条件等変更前の本公開買付価格を 2,900 円に決定しました。

なお、本買付条件等変更前の本公開買付価格である 2,900 円は、KKR 及び J I P からの提案、並びに、対象者及び日立製作所間並びに KKR 及び J I P との間での協議・交渉に基づき決定したものです。

その後、公開買付者は、平成 29 年 10 月 12 日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成 29 年 11 月 24 日、本公開買付価格を 2,900 円から 3,132 円に変更すること及び当該条件を最終的なものとし、今後、買付け等の価格を含む本公開買付けの経済的条件を一切変更しないことを決定し、また、公開買付

者、日立製作所及びJ I Pは、本買付条件等変更を前提として、同日付で本再変更覚書を締結いたしました。

なお、本買付条件等変更後の本公開買付価格である3,132円は、KKRが、対象者、J I P及び日立製作所との間での協議を踏まえ決定したものです。

(7) 買付代金

(訂正前)

143,932,150,400円

(注) 買付代金は、買付予定数(49,631,776株)に、1株当たりの本公開買付価格(2,900円)を乗じた金額を記載しております。

(訂正後)

155,446,722,432円

(注) 買付代金は、買付予定数(49,631,776株)に、1株当たりの本公開買付価格(3,132円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(訂正前)

平成29年12月1日(金曜日)

(訂正後)

平成29年12月15日(金曜日)

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同表明

(訂正前)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成29年10月11日開催の対象者の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細につきましては、前記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(訂正後)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成29年10月11日開催の対象者の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛

同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

その後、公開買付者は、平成 29 年 10 月 12 日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成 29 年 11 月 24 日、本買付条件等変更を決定いたしました。

また、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、本買付条件等変更及び第三者委員会の意見を踏まえ、平成 29 年 11 月 24 日開催の対象者の取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、本買付条件等変更を前提としても、各事業を取り巻く事業環境の変化に対応して、映像・通信ソリューション事業の抜本的な構造改革と事業の選択と集中を含めたポートフォリオ転換や、成膜プロセスソリューション事業の成長に不可欠な先行投資を加速するために、KKR のノウハウやリソースを活用して、より機動的な経営体制を確立することが、対象者の企業価値の向上に資し、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものとの考えに変わりはないことから、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を考慮して、対象者プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見及び本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細につきましては、前記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

以 上

本プレスリリースは、本公開買付け及び平成 29 年 10 月 11 日付プレスリリースの一部変更を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（もしくはその一部）又はその配付の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同法の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

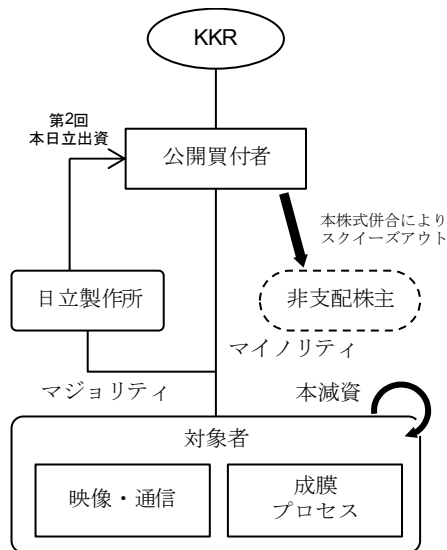
公開買付者、対象者、株式会社日立製作所及びHV J ホールディングス株式会社の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。）規則 14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、公開買付期間に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、もしくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行なったフィナンシャル・アドバイザー、対象者又は公開買付代理人の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

添付資料1 本取引のスキーム図

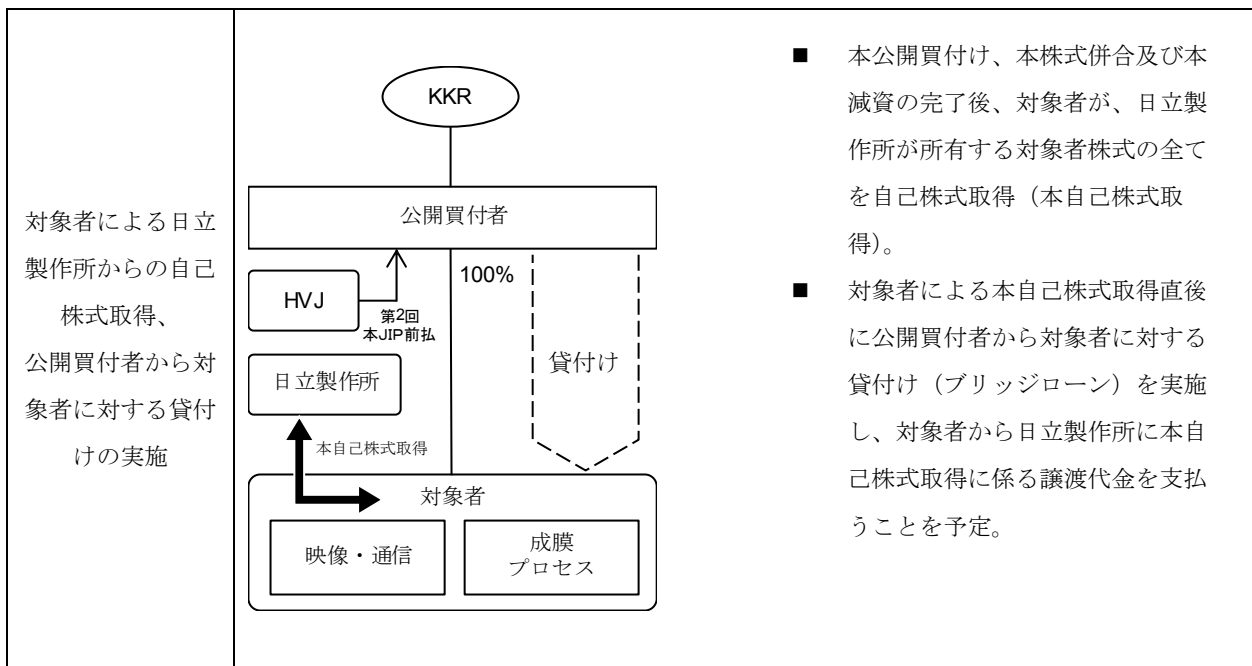
(本買付条件等変更を反映したものを記載しており、変更箇所には下線を付しております。)

<p>現状</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成 29 年 6 月 30 日時点において、対象者の発行済株式総数（自己株式数を除く。）の 51.67% を日立製作所が所有し、残りの 48.33% を非支配株主が所有。
<p>公開買付者による公開買付け及びその決済に要する資金の調達</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■ 本公開買付けを通じて対象者株式を取得及び所有し、本公開買付け成立後に、対象者の事業活動を支配及び管理することを主な目的として設立された合同会社（公開買付者）による日立製作所売却予定株式を除く対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けの実施。 ■ 本公開買付けに係る決済に要する資金を、本銀行融資により調達する資金の一部、KKRによる本KKR出資、HVJによる第1回本JIP前払、及び日立製作所による公開買付者への第1回本日立出資により賄う予定。

公開買付者による株式併合を用いたスクイーズアウト、自己株式取得のための分配可能額の確保を目的とした対象者による減資



- 本公開買付けの成立後、公開買付者が対象者株式の全て（但し、日立製作所及び対象者が所有する株式を除く。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者に対して本株式併合を実施することにより、対象者の株主を公開買付者及び日立製作所のみとすることを要請する予定。また、本株式併合は、本公開買付け成立後における本臨時株主総会による承認を経て、平成30年3月中旬から下旬の効力発生を想定。
- 本株式併合により生じる端数の合計数に相当する対象者株式の取得価額について、本銀行融資で調達する資金の一部及び第2回本日出資で調達する資金の一部により賄うことを予定。
- 対象者による日立製作所からの本自己株式取得による自己株式取得に必要な分配可能額を確保するために、対象者は、本減資（資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少）を実施することを予定。なお、本減資を付議議案に含む臨時株主総会は本株式併合の効力発生を経て、対象者の株主が日立製作所と公開買付者のみとなった後に実施することを予定。



<p>公開買付者を承継法人とする対象者による成膜プロセスソリューション事業の吸収分割</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■ 本公開買付け、本株式併合及び本自己株式取得により対象者の完全親会社となる公開買付者を吸収分割承継法人とし、対象者における成膜プロセスソリューション事業の吸収分割を実施することを予定。
<p>公開買付者による日立製作所及びHVJへの対象者株式の一部の譲渡</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■ 公開買付者による日立製作所への本株式一部譲渡（日立製作所）を通じて、日立製作所は映像・通信ソリューション事業のみを営むこととなる対象者と資本関係を継続する予定。 ■ 平成30年5月上旬から中旬を目途として公開買付者による日立製作所及びHVJへの本株式一部譲渡を含む一連の取引を完了させる想定。